

電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件 (市場連動型プランの場合)

2025年 7 月 1 日実施

カワサキグリーンエナジー株式会社

1 適用範囲

この電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る供給条件（以下、「本供給条件」）は、電力売買約款（市場連動型プラン）（2023年7月1日実施）にもとづき、高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025年8月検針分の始期から2025年10月検針分の終期までといたします。

3 電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る供給条件の変更

- （１）電力売買約款（市場連動型プラン）または電気・ガス料金負担軽減支援事業の変更により、本供給条件を変更する必要がある場合、当社は変更後の電力売買約款（市場連動型プラン）または電気・ガス料金負担軽減支援事業をふまえ、本供給条件を変更することがあります。この場合、適用期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件によります。
- （２）当社は本供給条件を変更する場合、変更後の電気料金負担軽減支援事業に係る供給条件を当社のホームページ上等でお知らせします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における電力売買約款（市場連動型プラン）の電気料金は、5（電力量料金割引額）に定める電力量料金割引額を差し引いたものといたします。

5 電力量料金割引額

電力量料金割引額は、その1月の使用電力量に次に定める割引単価を適用して算定いたします。

	2025年8月検針分及び2025年10月 検針分の期間	2025年9月検針分の期間
1キロワット時につき	1.0円	1.2円

6 その他

その他の事項については、電力売買約款（市場連動型プラン）に定めるところによるものといたします。